

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人（原発事故当時 68 歳）について、居住期間が約 45 年にわたっていたことのほか、同区において仕事をしていたこと、隣組に加入して地域住民との交流があり、同区に友人がいたこと等の地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額 50 万円）の増額分 10 万円の賠償等が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針 I）②（障害）、⑥（持病）、⑧（別離）、による増額分

期間：自 平成 23 年 3 月 11 日 至 平成 24 年 8 月 31 日

金 36 万円

- 2 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）増額分

金 10 万円

- 3 生命・身体的損害（入通院慰謝料）

期間：自 平成 24 年 3 月 26 日 至 平成 24 年 11 月 12 日

金 16 万 8800 円

- 4 生命・身体的損害（通院交通費）

期間：自 平成 24 年 3 月 26 日 至 平成 24 年 11 月 12 日

金 1 万 5000 円

第 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金 64 万 3800 円の支払義務があることを認める。

第 3 支払方法

（省略）

第 4 清算

申立人と被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年10月25日

（仲介委員 和田 千代）